

○携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備の技術的条件を定める件（平成二十三年総務省告示第四百五十三号）の一部を改正する件

新旧対照表

（傍線部は改正部分）

改正案	現行																
<p>一 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 陸上移動局の送信装置</p> <p>(1) 陸上移動局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、このりでない。）</p> <p>ア 送信する電波の周波数が八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又は九〇〇MHzを超え九一五MHz以下のもの</p>	<p>一 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 陸上移動局の送信装置</p> <p>(1) 陸上移動局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一九・六MHz以下の周波数帯にあつては、このりでない。）</p> <p>ア 送信する電波の周波数が八六〇MHzを超え八九五MHz以下のもの</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>周波数</th> <th>不要発射の強度の許容値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九kHz以上一五〇kHz未満</td> <td>任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（二）二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値</td> </tr> <tr> <td>一五〇kHz以上三〇MHz未満</td> <td>任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）二三デシベル以下の値</td> </tr> <tr> <td>三〇MHz以上</td> <td>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力</td> </tr> </tbody> </table>	周波数	不要発射の強度の許容値	九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（二）二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値	一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）二三デシベル以下の値	三〇MHz以上	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力	<table border="1"> <thead> <tr> <th>周波数</th> <th>不要発射の強度の許容値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九kHz以上一五〇kHz未満</td> <td>任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（二）二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値</td> </tr> <tr> <td>一五〇kHz以上三〇MHz未満</td> <td>任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）二三デシベル以下の値</td> </tr> <tr> <td>三〇MHz以上</td> <td>任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力</td> </tr> </tbody> </table>	周波数	不要発射の強度の許容値	九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（二）二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値	一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）二三デシベル以下の値	三〇MHz以上	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力
周波数	不要発射の強度の許容値																
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（二）二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値																
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）二三デシベル以下の値																
三〇MHz以上	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力																
周波数	不要発射の強度の許容値																
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（二）二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値																
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）二三デシベル以下の値																
三〇MHz以上	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力																

上1、000 MHz 未満	力が(一) 13デシベル以下の値
1、000 MHz 以上1.275 GHz 未満	任意の1 MHz の帯域幅における平均電力が(二) 13デシベル以下の値

注 ~~送信する電波の周波数が860 MHz を超え890 MHz 以下のものにあつては、1、000 MHz 未満の周波数において表に定める値を満たさないものは、1、000 MHz 未満の周波数の任意の1 MHz の帯域幅における平均電力が(二) 13デシベル以下の値であること。~~

イ 送信する電波の周波数が1、475.9 MHz を超え1、510.9 MHz 以下、1、844.9 MHz を超え1、879.9 MHz 以下又は2、110 MHz を超え2、170 MHz 以下のもの

(表略)

(2) 基地局対向器に係るもの(送信周波数帯域の端から10 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、1、884.5 MHz 以上1、919.6 MHz 以下の周波数帯にあつては、この限りでない。)

ア 送信する電波の周波数が815 MHz を超え~~845 MHz 以下のもの~~

1、000 MHz 未満	力が(一) 13デシベル以下の値
1、000 MHz 以上1.275 GHz 未満	任意の1 MHz の帯域幅における平均電力が(二) 13デシベル以下の値

注 ~~1、000 MHz 未満の周波数において表に定める値を満たさないものは、1、000 MHz 未満の周波数の任意の1 MHz の帯域幅における平均電力が(二) 13デシベル以下の値であること。~~

イ 送信する電波の周波数が1、475.9 MHz を超え1、510.9 MHz 以下、1、844.9 MHz を超え1、879.9 MHz 以下又は2、110 MHz を超え2、170 MHz 以下のもの

(同上)

(2) 基地局対向器に係るもの(送信周波数帯域の端から10 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、1、884.5 MHz 以上1、919.6 MHz 以下の周波数帯にあつては、この限りでない。)

ア 送信する電波の周波数が815 MHz を超え~~850 MHz 以下のもの~~

(表略)

イ 送信する電波の周波数が九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上 一五〇 kHz 未満	任意の 1 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三十六デシベル (二ミリワットを〇デ シベルとする。以下この表において同じ。) 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の 10 kHz の帯域幅における平均電力 が (一) 三十六デシベル以下の値
三〇 MHz 以 上一、〇〇 〇 MHz 未満 (八六〇 MHz 以上八 九〇 MHz 以 下を除く。)	任意の 100 kHz の帯域幅における平均電 力が (一) 三十六デシベル以下の値
八六〇 MHz 以上八九〇	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 四〇デシベル以下の値

(同上)

MHz 以下	
1,000 MHz 以上 2.75 GHz 未満	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 30 デシベル以下の値

イ 送信する電波の周波数が 1,427.9 MHz を超え 1,462.9 MHz 以下、1,749.9 MHz を超え 1,784.9 MHz 以下又は 1,920 MHz を超え 1,980 MHz 以下のもの
(表略)

2 陸上移動中継局の送信装置

(1) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの(送信周波数帯の端から 10 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、1,884.5 MHz 以上 1,996 MHz 以下の周波数帯にあつては、この限りでない。)

ア 送信する電波の周波数が 860 MHz を超え ~~890 MHz 以下又は 900 MHz を超え 915 MHz 以下~~ のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
9 kHz 以上 150 kHz 未満	任意の 1 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 13 デシベル(1ミリワットを 0 デシベルとする。以下この表において同じ。)

イ 送信する電波の周波数が 1,427.9 MHz を超え 1,462.9 MHz 以下、1,749.9 MHz を超え 1,784.9 MHz 以下又は 1,920 MHz を超え 1,980 MHz 以下のもの
(同上)

2 陸上移動中継局の送信装置

(1) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信を行うもの(送信周波数帯の端から 10 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、1,884.5 MHz 以上 1,996 MHz 以下の周波数帯にあつては、この限りでない。)

ア 送信する電波の周波数が 860 MHz を超え ~~895 MHz 以下~~ のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
9 kHz 以上 150 kHz 未満	任意の 1 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 13 デシベル(1ミリワットを 0 デシベルとする。以下この表において同じ。)

	以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未 満	任意の一〇 kHzの帯域幅における平均電力 が(二) 二三デシベル以下の値
三〇 MHz 以 上、〇〇 〇 MHz 未 満	任意の一〇〇 kHzの帯域幅における平均電 力が(二) 二三デシベル以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上一 二・七五 GHz 未 満	任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が (二) 二三デシベル以下の値

注 送信する電波の周波数が八六〇 MHzを超え八九〇 MHz以下のものにあつては、一、〇〇〇 MHz未満の周波数において表に定める値を満たさないものは、一、〇〇〇 MHz未満の周波数の任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が(二) 二三デシベル以下の値であること。

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九 MHzを超え一、五一〇・九 MHz以下、一、八四四・九 MHzを超え一、八七九・九 MHz以下又は二、一一〇 MHzを超え二、一七〇 MHz以下のもの
(省略)

	以下の値
一五〇 kHz 以 上三〇 MHz 未 満	任意の一〇 kHzの帯域幅における平均電力 が(二) 二三デシベル以下の値
三〇 MHz 以上 一、〇〇〇 MHz 未 満	任意の一〇〇 kHzの帯域幅における平均電 力が(二) 二三デシベル以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上一 二・七五 GHz 未 満	任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が (二) 二三デシベル以下の値

注 一、〇〇〇 MHz未満の周波数において、表に定める値を満たさないものは、一、〇〇〇 MHz未満の周波数の任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が(二) 二三デシベル以下の値であること。

イ 送信する電波の周波数が一、四七五・九 MHzを超え一、五一〇・九 MHz以下、一、八四四・九 MHzを超え一、八七九・九 MHz以下又は二、一一〇 MHzを超え二、一七〇 MHz以下のもの
(同上)

(2) 基地局と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から10 MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、1、884.5 MHz以上1、919.6 MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

ア 送信する電波の周波数が815 MHzを超え845 MHz以下のもの

(表略)

イ 送信する電波の周波数が900 MHzを超え915 MHz以下のもの

周波数	不要発射の強度の許容値
9 kHz以上 150 kHz未滿	任意の1 kHzの帯域幅における平均電力が(一) 36デシベル（1ミリワットを0デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
150 kHz以上30 MHz未滿	任意の10 kHzの帯域幅における平均電力が(一) 36デシベル以下の値
30 MHz以上47.0 MHz未滿	任意の100 kHzの帯域幅における平均電力が(一) 36デシベル以下の値

(2) 基地局と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から10 MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、1、884.5 MHz以上1、919.6 MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）

ア 送信する電波の周波数が815 MHzを超え850 MHz以下のもの

(同上)

未滿 二・七五 GHz MHz 以上一	一、〇〇〇 MHz 以下	八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下	九〇 MHz 以 下を除く。 MHz 以上八 (八六〇
任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇デシベル以下の値		任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 四〇デシベル以下の値	

ウ 送信する電波の周波数が一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下のもの
(表略)

二 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。
なお、送信周波数帯域内についてはこの限りでない。

1 陸上移動局の送信装置

(1) 陸上移動局対向器に係るもの

ア 送信する電波の周波数が八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下又

イ 送信する電波の周波数が一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、七四九・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下のもの
(同上)

二 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。
なお、送信周波数帯域内についてはこの限りでない。

1 陸上移動局の送信装置

(1) 陸上移動局対向器に係るもの

ア 送信する電波の周波数が八六〇 MHz を超え八九五 MHz 以下の

は九四五MHzを超え九六〇MHz以下のもの

(略)

イ (略)

(2) 基地局対向器に係るもの

ア 送信する電波の周波数が八二五MHzを超え八四五MHz以下のもの

(ア・イ) (略)

イ 送信する電波の周波数が九〇〇MHzを超え九一五MHz以下、
一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下又は一、七
四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下のもの

(ア・イ) (略)

ウ 送信する電波の周波数が一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz
以下のもの

(ア・イ) (略)

2 陸上移動中継局の送信装置

(1) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信
を行うもの

ア 送信する電波の周波数が八六〇MHzを超え八九〇MHz以下又
は九四五MHzを超え九六〇MHz以下のもの

もの

(同上)

イ (同上)

(2) 基地局対向器に係るもの

ア 送信する電波の周波数が八二五MHzを超え八五〇MHz以下の
もの

(ア・イ) (略)

イ 送信する電波の周波数が一、四二七・九MHzを超え一、四六
二・九MHz以下又は一、七四九・九MHzを超え一、七八四・九MHz
以下のもの

(ア・イ) (略)

ウ 送信する電波の周波数が一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz
以下のもの

(ア・イ) (略)

2 陸上移動中継局の送信装置

(1) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)と通信
を行うもの

ア 送信する電波の周波数が八六〇MHzを超え八九五MHz以下の
もの

(略)

イ (略)

(2) 基地局と通信を行うもの

ア 送信する電波の周波数が八二五 MHz を超え八四五 MHz 以下のもの

(ア・イ) (略)

イ 送信する電波の周波数が九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下又は一、七四九・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下のもの

(ア・イ) (略)

ウ 送信する電波の周波数が一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下のもの

(ア・イ) (略)

三 増幅度特性は、次のとおりとする。

1～3 (略)

四 (略)

(同上)

イ (同上)

(2) 基地局と通信を行うもの

ア 送信する電波の周波数が八二五 MHz を超え八五〇 MHz 以下のもの

(ア・イ) (略)

イ 送信する電波の周波数が一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下又は一、七四九・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下のもの

(ア・イ) (略)

ウ 送信する電波の周波数が一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下のもの

(ア・イ) (略)

三 ~~無線設備の~~増幅度特性は、次のとおりとする。

(同上)

四 (略)